

令和8年農地の賃借料、農作業標準賃金・機械作業標準料金

■問い合わせ先 南部町農業委員会 ☎0178-38-5972 (直通)

■ 農地の賃借料

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

この賃金表は、普通農地の標準額となりますので、作業賃金を決める際には、年齢、労働条件、その他の事情を考慮し、両者で協議のうえ決めてください。

地 目	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
田の部 (水稻)	南部町全域	5,000円	7,000円	3,100円	90
畠の部 (普通畠)	南部町全域	4,700円	10,000円	2,400円	44

※ データ数は、集計に用いた筆数である。

■ 農作業標準賃金及び機械作業標準料金

農作業標準賃金及び機械作業標準料金は、農家の皆さまが農作業をお願いするときの目安となる農作業賃金及び機械料金を定めているものです。

人 力 の 部	区 分	労働時間	標準額	割増料	摘要
	田 植	8時間	8,300	1,290	1. この標準額は、令和8年1月1日から令和8年12月31日まで適用する。 ※適用は下表の機械の部も同様とする。
	脱 穀	〃	8,300	1,290	2. この標準額は、1日実労働8時間を基準とし、8時間を超える場合は25%の割増給を支給する。
	除 草	〃	8,300	1,290	3. この賃金は男女共通とし、いずれも賄いなしとする。
	稻 刈	〃	8,300	1,290	
	りんご剪定	〃	12,400	1,930	
	摘 果	〃	8,300	1,290	
	袋 か け	〃	8,300	1,290	
	収 穫	〃	8,300	1,290	
機 械 の 部	一般畠作業	〃	8,300	1,290	
	区 分	単 位	標準料金	摘要	
	水田耕起	10a 当り	6,000	1. ほ場整備未了田畠で、特に地形の悪い場合は、当事者が協議のうえ決定する。	
	水田代かき	〃	6,500	2. 田植(機械植)は、委託者が苗持ちとする。	
	田植(機械植)	〃	6,500	3. コンバインはひもを除く。	
	稻刈コンバイン	〃	15,000		
	脱 穀	〃	6,500		
乾燥機(生脱穀)	60kg 当り	2,000			※機械作業の金額は消費税を含む。
畠耕起	10a 当り	6,000			